

【別冊】福知山市 令和2年度外郭団体ヒアリング

各団体説明資料②(参考資料)

1日目(8月28日実施分)

一般財団福知山市スポーツ協会

(資料1)都市公園指定管理等の管理運営業務委託の再編について	1
(資料2)管理施設利用状況報告書	2

福知山まちづくり株式会社

(資料1)福知山まちづくり会社について	3
(資料2)まちづくり会社について(目的、実施事業及びその内容等)	4

2日目(8月29日実施分)

公益社団法人福知山市文化協会

(資料1)事業実施状況	5
-------------	---

福知山上下水道サービスセンター株式会社

(資料1)福知山上下水道サービスセンター(株)の意見聴取結果	6
--------------------------------	---

大江観光株式会社

(資料1)大江観光株式会社について(事業概要等)	7
(資料2)大江観光株式会社利益	8

公益財団法人福知山市都市緑化協会

(資料1)都市公園指定管理等の管理運営業務委託の再編について	9
(資料2)事業区分別決算状況	10
(資料3)指定管理業務における委託料の概要	11

その他

指定管理者制度の概要	12
------------	----

＜都市公園指定管理等の管理運営業務委託の再編について＞

【 平成25年度までの指定管理・委託分担 】

対象	指定管理者	内容
三段池・その他都市公園指定管理	公益財団緑化協会	三段池多目的体育館 三段池武道館 三段池科学館 三段池植物園 三段池動物園 三段池テニスコート・多目的グラウンド 三段池公園区域維持管理 その他都市公園管理
長田野運動施設指定管理	一般財団法人 福知山市体育協会	長田野体育館の管理 野球場の管理 テニスコートの管理
長安寺憩いの家指定管理	特定非営利活動法人 人権の会しあわせネットワーク	長安寺憩いの家の管理
大江河東公園指定管理	公益財団緑化協会	公園施設清掃・ グラウンド管理

【 平成25年度までの指定管理・委託分担 】

個々の施設について、指定管理者を公募

【 平成26年度からの指定管理・委託分担 】

対象	指定管理者	内容
三段池・長田野運動施設・ 長安寺憩いの家 その他都市公園指定管理	公募 (公益財団緑化協会)	三段池多目的体育館 三段池武道館 三段池科学館 三段池動物園 三段池テニスコート・多目的グラウンド 三段池公園区域維持管理 その他都市公園管理 公園施設清掃・ グラウンド管理 長田野体育館の管理 野球場の管理 テニスコートの管理 長安寺憩いの家の管理
三段池公園内植物園	公益財団緑化協会	三段池植物園

【 平成26年度からの指定管理・委託分担 】

「①都市公園」及び「②植物園」に区分
「①都市公園」については、「公募」
「②植物園」については、「非公募」

(スポーツ協会) 管理施設利用状況報告書

		令和元年度			平成30年度		
		件数	人数	金額	件数	人数	金額
①市民体育館		2,024	37,749	3,272,110	2,179	38,451	3,321,570
②市民運動場	野球場	203	13,102	1,485,730	225	16,073	1,753,720
	庭球場	204	2,507	623,370	208	4,125	755,860
	弓道場	360	5,417	465,850	367	5,636	431,710
	小計	767	21,026	2,574,950	800	25,834	2,941,290
③河川敷運動場		0	0		0	0	
計 (①+②+③)		2,791	58,775	5,847,060	2,979	64,285	6,262,860
④温水プール			87,701	12,203,020		89,885	12,159,920
総計 (①+②+③+④)		2,791	146,476	18,050,080	2,979	154,170	18,422,780

※③河川敷運動場は平成30年度から使用中止

福知山まちづくり株式会社について

■ 中心市街地活性化とは

中心市街における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が策定した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定を行う制度

■ 福知山まちづくり株式会社とは

福知山市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」)の法定構成員であり、中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業を積極的に推進していくための中核的な実施主体の1つ

■ 協議会とは

中心市街地活性化に関する法律第15条に基づき、市町村が作成しようとする基本計画等の実施に関して、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、必要な事項等を協議するために同条第1号及び第2号(法定構成員)に掲げる者が共同して設置することができる組織

■ 協議会の法定構成員とは

中心市街地活性化に関する法律(抄)

第15条第1項第1号

当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 中心市街地整備推進機構

ロ 良好な市街地を形成するためのまちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社であって政令で定める要件に該当するもの

⇒福知山まちづくり株式会社はこれに該当

中心市街地の活性化に関する法律施行令(抄)

第5条

法第15条第1項第1号ロに規定する会社についての政令で定める要件は、当該会社が株式会社である場合にあつては総株主の議決権に占める市町村(中略)の有する議決権の割合が100分の3以上であること、(以下略)。

同項第2号

当該中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として次に掲げるもののうちいずれか一以上の者

イ 当該中心市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所

ロ 商業棟の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された一般社団法人又は特定会社であつて政令で定める要件に該当するもの

■ (参考) 株式会社福知山パーキングについて

- ・昭和46年に、福知山市と地元商店街によって設立された第3セクター。
- ・中心市街地活性化計画の策定、中心市街地活性化協議会の設置のため、平成19年に定款を変更し、中心市街地活性化協議会の法定構成員として法的に位置付け、社名を福知山まちづくり株式会社とした。

まちづくり会社について(目的、実施事業及びその内容等)

定款(目的)	中心市街地活性化基本計画事業		まちづくり関連決算事業									
	KPI	事業名 内容	事業名	令和元年度				平成30年度				
				収益	費用	損益	市補助金・負担金・委託料	収益	費用	損益	市補助金・負担金・委託料	
<p>○駐車場の設置及び管理運営に関する事業</p> <p>○中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地の取得、管理及び譲渡に係る事業並びに公共空地等の設置及び管理</p> <p>○中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設を整備する事業又は当該事業への参加</p> <p>○その他この目的を達成するため必要と認められる事業</p>	<p>①歩行者・自転車交通量 (平日・休日の平均) H27:3,871人/日 ↓ R2(目標):4,200人/日 (実績) H28:3,700人/日 H29:4,066人/日 H30:3,330人/日 R1:4,052人/日</p> <p>②歴史文化・交流施設利用者数 H26:356,104人/年 ↓ R2(目標):390,000人/年 (実績) H28:381,538人/年 H29:409,753人/年 H30:386,774人/年 R1:460,713人/年</p> <p>③新規店舗開業数 H23~H27:10店舗 ↓ H28~R2(目標):20店舗 (実績) H28:5店舗 H29:3店舗(累計8店舗) H30:5店舗(累計13店舗) R1:10店舗 (累計23店舗)</p>	<p>まち歩き観光促進事業</p> <p>【事業内容】 福知山/パーキングを観光駐車場として30分無料化</p>	駐車場管理運営事業	19,855千円	15,865千円	3,990千円	683千円 (負担金)	21,664千円	16,509千円	5,155千円	530千円 (負担金)	
		<p>中心市街地若人チャレンジ事業</p> <p>【事業内容】 高校生が調理から販売まで行う期間限定のレストラン等の開設</p>										
		<p>まちなか観光『光秀くん・ひろこさん手形』発行事業</p> <p>【事業内容】 中心市街地とエリア外をつなぐスタンプラリー</p>	中心市街地活性化事業	4,636千円	4,975千円	△339千円	4,635千円 (委託料)	4,570千円	4,583千円	△13千円	4,570千円 (委託料)	
		<p>レンタサイクル拠点整備事業</p> <p>【事業内容】 まちなかでのレンタサイクルの充実</p>										
		<p>空き家・空き店舗等ストックバンク推進事業</p> <p>【事業内容】 空き家物件と利用希望者双方の登録と契約時の仲介手数料の助成</p>	ストックバンク事業	3,439千円	3,734千円	△295千円	3,439千円 (委託料)	3,385千円	3,391千円	△5千円	3,385千円 (委託料)	
		<p>中心市街地テナントミックス推進事業</p> <p>【事業内容】 まちなかの空き家を活用したテナントミックス事業に対するの支援</p>	テナント管理運営事業	21,021千円	20,867千円	154千円	1,847千円 (補助金)	61,231千円 (水害保険金 41,237千円を 含む)	25,739千円	35,492千円	1,489千円 (補助金)	
				まちづくり活性化事業 (水害に係る借入償還補助)					1,909千円	2,697千円	△788千円	1,909千円 (補助金)
		共通部門(消費税・法人税)		—	3,098千円	△3,098千円	—	—	3,827千円	△3,827千円	—	

(文化協会)事業実施状況【2年間実績】

	令和元年度	平成30年度
運営補助金	2,343,000円	2,343,000円
特別事業	小坂明子 トーク&コンサート 458人	「野に咲く花のように」ダ・カーポ トーク&コンサート 628人
広報誌発行	4回 計9,500部	4回 計10,000部
顕彰	3名	3名1団体
負担金	570,000円	830,000円
文化祭	27行事(発表会・展示会など) 入場者は不明	29行事(発表会・展示会など) 入場者は不明
文化教室	23教室延べ112回 延べ518人	19教室延べ78回 延べ362人
文学のしるべ	応募 計61作品	応募 計52作品
市展	応募 計474作品	応募 計552作品
音楽のつどい	入場者 200人	入場者 300人
かるた大会	参加者 62人	参加者 84人
合唱祭	出演36団体 1,032人	出演37団体 1,111人
文協フェスティバル	新型コロナウイルス感染症拡大防止の 観点から中止	入場者 延べ1,900人
自主事業	—	—
	なし	なし
事業収益	3,152,400円	3,554,100円
入場料収入(特別事業)	1,225,400円	1,626,600円
刊行物頒布	0円	500円
指定管理料	1,927,000円	1,927,000円
会費	2,090,000円	2,163,000円
個人会費	17名 34,000円	19名 38,000円
団体会費	42団体 1,173名 1,383,000円	42団体 1,227名 1,437,000円
賛助会費	157名(団体及び個人) 663,000円	164名(団体及び個人) 688,000円
入会金	10,000円	0円

福知山上下水道サービスセンター（株）の意見聴取（ヒアリング）結果

【福知山上下水道サービスセンター（株）の現状について】

福知山上下水道サービスセンター（株）は、従前は福知山市からの直接契約で業務を行っていたが、平成31年4月1日から「メタウォーター・メタウォーターサービス・フューチャーイン共同企業体」の下請け業者として水道事業の運営に寄与しているところである。業務の内容としては、「メーターボックス内の現場対応」「給水・排水設備の現場検査」「水道管、給水管の漏水修繕」「水質機器の点検、堀浄水場の水質検査業務」などを実施している。

【福知山上下水道サービスセンター（株）の今後について】

福知山上下水道サービスセンター（株）の現状及び将来展望についてヒアリングを行なった結果概要は以下のとおり。

- 1 日 時 令和2年2月14日（金）午後3時から 上下水道部庁舎にて
- 2 対 象 福知山上下水道サービスセンター（株） 代表取締役 中川義一氏、相談役 足立喜久夫氏、総務部長 土家孝弘氏
- 3 聴取概要 第三セクターの方向性についての要望を聞く
福知山上下水道サービスセンター（株）（以下「SC」）の経営を任される者としては、三セクのまま残してほしい。

【理由】

- (1) SCが発足したのは上下水道及びガスに関する突発事故等について、従前は業者への委託や職員での対応をしていたが、夜中の出勤などが多く、対応に苦慮していた。この問題を解決するため、365日、24時間体制で対応できる「福知山上下水道ガスサービスセンター株式会社」を第三セクター方式により設立したものであり、その結果、市民の利便性が向上し、特に二次側での利用が定着している。
- (2) 事業継続のために社員の募集を行っているが、市の関与のある会社であり、倒産の危険性が低いという理由で応募する人がいる。
- (3) 緊急修繕などに対応するため、福知山管工事協同組合と協力関係を築いているが、三セクだから組合もついてきてくれている現状にある。
- (4) 包括的民間委託終了の4年後も引き続き事業を継続していきたいと考えている。
- (5) 市の持ち株比率が下がる（49%）ことは了解するが、福知山管工事協同組合が筆頭株主になることは望まれてはいない。今のまま33.3%を希望している。

大江観光株式会社について (事業概要等) 資料1

事業(営業) 業務場所 施設概要	事業(営業)内容	決算状況(令和元年度) 単位:円					決算状況(平成30年度) 単位:円						
		利用者数(人)及び稼働率(%)	営業収益等	営業費用等	市補助金・負担金・委託料	損益	利用者数(人)及び稼働率(%)	営業収益等	営業費用等	市補助金・負担金・委託料	損益		
大江観光株式会社			81,868,686	110,733,130		25,520,628	▲ 3,343,816		91,372,982	115,599,838		24,278,714	51,858
大江駅業務	(1)観光案内 (2)京都丹後鉄道乗車券類発売と職業務 (3)ふるさと産品などの土産物販売 (4)特産品開発販売 (えごまドレッシング、えごまアイス)		15,147,438	20,415,500		4,562,538	▲ 705,524		17,976,368	21,562,644		4,761,634	1,175,358
【業務場所】 京都丹後鉄道大江駅			物販等 14,547,928 丹後手数料 261,618 その他 337,892			京都丹後鉄道改札等業務 2,943,000 鬼瓦公園維持管理 704,140 地域振興センター内清掃業務 346,620 地域振興センター周辺除草業務 352,000 大江地域内グランド管理 216,778			物販等 14,841,890 丹後手数料 278,470 その他 2,856,008 水害保険等 ※7月豪雨により浸水被害を受ける。			京都丹後鉄道改札等業務 3,024,000 鬼瓦公園維持管理 697,680 地域振興センター内清掃業務 388,800 地域振興センター周辺除草業務 356,400 大江地域内グランド管理 294,754	
【施設概要】 昭和61年7月16日北近畿タンゴ鉄道宮福線の開業に合わせ、大江の玄関口にあたる大江駅に有人駅として改札等職業務を行うと共に土産物販売、観光案内所となる施設を整備し、大江観光株式会社による運営を行う。													
酒呑童子の里施設管理運営業務 (大江山鬼瓦工房等施設)	酒呑童子の里施設		38,742,899	49,745,977		9,395,783	▲ 1,607,295		41,002,302	49,803,812		7,939,080	▲ 862,430
1 <指定管理施設の管理運営>	(1)大江山鬼瓦工房(体験施設) 鬼瓦等製作体験施設 (2)童子荘(宿泊施設) 宿泊7室(定員42名)、研修1室	利用者 220人 宿泊 634人 日帰り 144人	宿泊料 4,307,424 利用料等 1,596,188 その他 19,591			<指定管理料> 7,634,520 <不可抗力補助> 119,688 ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止措置に伴う休業支援		利用者 372人 宿泊 880人 日帰り 342人	宿泊 10.39% 224/(7×308) 年間使用部屋数 224室 部屋数7室・営業日308日 ※土日祝 5.89%・平日 4.50% 夏休期間(7/20~8/31) 29.73%	宿泊料 5,381,732 利用料等 2,040,308 その他 341,648		<指定管理料> 7,776,000	
【施設概要】 ・丹後天橋立大江山園定公園内(平成19年指定)に位置し、鬼伝説と雪海で有名な大江山、自然環境の素晴らしい瀬川渓流などの優れた観光エリアにある。 ・鬼伝説の地として統一したイメージ発信で存在価値を高めるまちづくりを進める拠点として整備、観光を活かした集客増により、地域波及による地域経済の活性化を目的としている。 ・鬼文化情報発信拠点の「日本の鬼の交流博物館」はじめ自然体験施設「バンガロー、キャンプ場」、スポーツ施設「野球場、テニスコート」、鬼瓦製作体験施設からなり、大江山の豊かな自然環境のなかで体験ができる観光レクリエーションゾーンとなっている。													
(3)バンガロー、キャンプ場 バンガロー:9棟(6名/棟) キャンプ場12区		バンガロー 宿泊 1,056人 日帰り 3,395人						バンガロー 宿泊 1,355人 日帰り 4,343人					
(4)スポーツ施設 等 テニスコート:オムニコート6面 (ナイター設備4面) グラウンド:野球場1面、ダックアウト2棟等		宿泊 6.26% 165/(9×293) 年間使用部屋数 165棟 棟数 9棟・営業日293日 ※土日祝 4.51%・平日 1.74% 夏休期間(7/20~8/31) 27.63%						宿泊 7.54% 209/(9×308) 年間使用部屋数 209室 棟数 9棟・営業日308日 ※土日祝 4.37%・平日 3.17% 夏休期間(7/20~8/31) 31.53%					
2 <貸付施設の管理運営>	(1)大江山グリーンロッジ(宿泊施設) 13室 宿泊室11室 58名・研修室2室 20名 ※団体利用において研修室を宿泊に使用。	宿泊 2,813人 日帰り 11,200人	32,819,696	37,175,842		1,641,575	▲ 2,714,571	宿泊 2,680人 日帰り 11,168人	33,238,614	35,964,612		163,080	▲ 2,562,918
		宿泊 25.39% 967/(13×293) 年間使用部屋数 967室 部屋数13室・営業日293日 ※土日祝 13.47%・平日 11.92% 夏休期間(7/20~8/31) 55.30%	宿泊料 9,996,438 飲食料 20,526,040 販売 1,349,618 利用料等 696,412 その他 251,188	内 大江山グリーンロッジ借受料 424,746	<トイレ清掃等管理委託料> 141,900 <不可抗力補助> 1,499,675 ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止措置に伴う休業支援		宿泊 21.88% 876/(13×308) 年間使用部屋数 876室 部屋数13室・営業日308日 ※土日祝 10.34%・平日 11.54% 夏休期間(7/20~8/31) 59.25%	宿泊料 9,558,888 飲食料 21,013,355 販売 1,702,619 利用料等 536,944 その他 126,808	内 大江山グリーンロッジ借受料 278,405	<トイレ清掃等管理委託料> 163,080			
あしぎぬ大塚の里施設管理運営業務 (大塚記念館等施設)	<指定管理施設の管理運営>	利用者 629人	27,978,349	40,571,653		11,562,307	▲ 1,030,997	利用者 288人	32,394,312	44,233,382		11,578,000	▲ 261,070
【業務場所】 あしぎぬ大塚の里 福知山市大江町北有路地内	(1)大塚記念館 旧平野家住宅(明治42年建築) 京都府指定有形文化財 (2)大塚塾舎(宿泊、研修施設) 宿泊4室(5名/室) 和室研修室1室(30名) ※団体利用において和室研修室を 宿泊に使用。(15名) 研修室(80名)	利用者 629人 宿泊 741人 研修等 6,308人	宿泊料 2,168,564 飲食料 25,014,945 利用料等 794,817 その他 23		<指定管理料> 10,656,360 <不可抗力補助> 905,947 ※新型コロナウイルス感染症拡大 防止措置に伴う休業支援		利用者 288人 宿泊 623人 研修等 7,644人	宿泊 8.96% 138/(5×308) 年間使用部屋数 138室 部屋数5室・営業日308日 ※土日祝 5.89%・平日 4.50% 夏休期間(7/20~8/31) 29.73%	宿泊料 2,604,714 飲食料 29,065,402 利用料等 261,501 その他 462,667		<指定管理料> 11,578,000		
【施設概要】 ・由良川周辺の豊かな自然を生かす由良川流域の拠点として整備された施設である。 ・旧平野家の邸宅を再建した京都府指定有形文化財の大塚記念館、宿泊可能な研修施設である大塚塾舎、地域の食料を提供するレストランである鬼力亭から成る。								宿泊 8.96% 138/(5×308) 年間使用部屋数 138室 部屋数5室・営業日308日 ※土日祝 5.89%・平日 4.50% 夏休期間(7/20~8/31) 29.73%					
(3)鬼力亭(飲食施設) レストラン 48席		利用者 12,940人 1日当たり利用者数 44人/日 12,940人/293日 利用者数 12,940人・営業日293日 ※ 土日祝 66人/日 平日 31人/日 夏休期間(7/20~8/31) 50人/日						利用者 14,904人 1日当たり利用者数 48人/日 14,904人/308日 利用者数 14,904人・営業日 308日 ※ 土日祝 76人/日 平日 32人/日 夏休期間(7/20~8/31) 61人/日					

大江観光株式会社 利益

単位:円

年度	収 益	費 用	当期純利益
21年度	142,102,380	137,336,947	4,765,433
22年度	139,576,695	138,717,358	859,337
23年度	140,595,669	138,285,646	2,310,023
24年度	135,751,304	135,318,267	433,037
25年度	125,905,700	129,823,551	▲ 3,917,851
26年度	133,535,245	135,712,150	▲ 2,176,905
27年度	125,471,224	128,711,799	▲ 3,240,575
28年度	118,813,714	117,550,526	1,263,188
29年度	117,010,532	116,344,683	665,849
30年度	115,651,696	115,599,838	51,858
R元年度	107,389,314	110,733,130	▲ 3,343,816

＜都市公園指定管理等の管理運営業務委託の再編について＞

【平成25年度までの指定管理・委託分担】

対象	指定管理者	内容
三段池・その他都市公園指定管理	公益財団法人 福知山市都市緑化協会	三段池多目的体育館 三段池武道館 三段池科学館 三段池植物園 三段池動物園 三段池テニスコート・多目的グラウンド 三段池公園区域維持管理 その他都市公園管理

対象	指定管理者	内容
長田野運動施設指定管理	一般財団法人 福知山市体育協会	長田野体育館の管理 野球場の管理 テニスコートの管理

対象	指定管理者	内容
長安寺憩いの家指定管理	特定非営利活動法人 人権の会しあわせネットワーク	長安寺憩いの家の管理

対象	指定管理者	内容
大江河東公園指定管理	公益財団法人 福知山市都市緑化協会	公園施設清掃・ グラウンド管理

【平成25年度までの指定管理・委託分担】

個々の施設について、指定管理者を公募

【平成26年度からの指定管理・委託分担】

対象	指定管理者	内容
三段池・長田野運動施設・ 長安寺憩いの家 その他都市公園指定管理 ①都市公園	公募 (公益財団法人 福知山市都市緑化協会)	三段池多目的体育館 三段池武道館 三段池科学館
		三段池動物園 三段池テニスコート・多目的グラウンド
		三段池公園区域維持管理 その他都市公園管理
		公園施設清掃・ グラウンド管理
		長田野体育館の管理 野球場の管理 テニスコートの管理
		長安寺憩いの家の管理

対象	指定管理者	内容
三段池公園内植物園 ②植物園	公益財団法人 福知山市都市緑化協会	三段池植物園

【平成26年度からの指定管理・委託分担】

「①都市公園」及び「②植物園」に区分
「①都市公園」については、「公募」
「②植物園」については、「非公募」

※団体等の名称は、受託・再編時点での名称

(都市緑化協会)事業区分別決算状況

		決算書(令和元年度)					決算書(平成30年度)						
		公益目的事業			収益目的事業		公益目的事業			収益目的事業			
		緑化推進事業	施設管理事業		施設管理事業		販売収益事業	緑化推進事業	施設管理事業		施設管理事業		販売収益事業
			指定管理料	利用料収入	指定管理料	利用料収入			指定管理料	利用料収入	指定管理料	利用料収入	
公益目的事業	都市緑化基金の造成、管理及び運用												
	都市緑化に関する普及啓発												
	都市公園及び公園施設、緑地の管理運営事業		1,334,150					1,080,900					
	動物園運営事業	117,754,000	11,660,190				116,660,000	11,147,080					
	児童科学館運営事業		7,180,060					7,188,810					
	都市緑化植物園運営事業	2,360,000					2,435,000						
	緑化相談事業		37,083,000	1,332,590				36,423,000	1,140,090				
収益目的事業	総合体育館運営事業				10,470,890						10,155,460		
	テニスコート運営事業				6,211,050						6,233,420		
	多目的グラウンド運営事業				1,351,140						1,528,420		
	武道館運営事業			60,324,000	3,979,190					58,940,000	4,797,830		
	(長田野運動施設)				5,169,800						5,386,280		
	(長安寺公園憩いの家)				60,050						41,620		
	緑化木・草花の販売											3,279,896	
	公園施設における物品販売					3,126,347							
	2,360,000	154,837,000	21,506,990	60,324,000	27,242,120	3,126,347	2,435,000	153,083,000	20,556,880	58,940,000	28,143,030	3,279,896	
		176,343,990		87,566,120				173,639,880		87,083,030			

(都市緑化協会)指定管理業務における委託料の概要

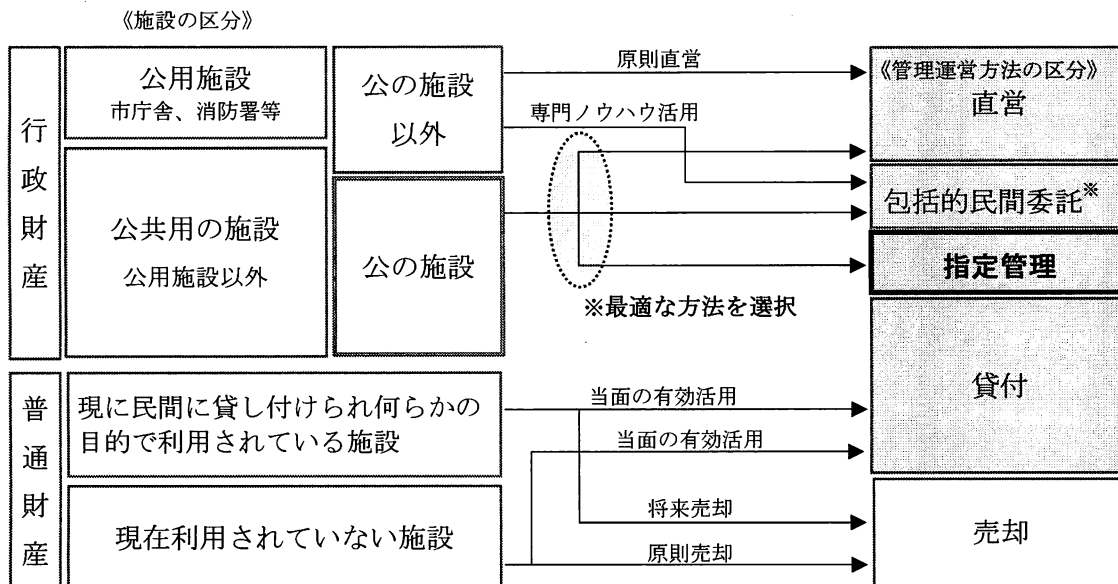
		委託料の概要									
		令和元年度					平成30年度				
		指定管理料	委託料	委託率	内訳	指定管理料	委託料	委託率	内訳		
公益目的事業	都市公園及び公園施設、緑地の管理運営事業	117,754,000	75,130,395	47.8%	建物管理費(夜間警備委託、窓ガラス清掃委託等)	116,660,000	73,507,434	47.3%	建物管理費(夜間警備委託、窓ガラス清掃委託等)	775,632	767,724
	設備管理費(空調設備保守、消防設備保守、プラネタリウム保守点検他)				5,710,445				設備管理費(空調設備保守、消防設備保守、プラネタリウム保守点検他)	5,718,190	
	公園整備費(三段池公園等芝生管理、除草、トイレ清掃等)				38,410,557				公園整備費(三段池公園等芝生管理、除草、トイレ清掃等)	36,974,755	
	動物園運営事業	39,443,000			委託料(動物園管理委託)	21,216,900			委託料(動物園管理委託)	20,624,352	
	児童科学館運営事業				委託料(三段池公園等屋外カメラ保守、御霊公園からくりどけい等保守、長田野公園電気設備工作物保守、公園樹木伐採業務等)	9,016,861			委託料(三段池公園等屋外カメラ保守、御霊公園からくりどけい等保守、長田野公園電気設備工作物保守、公園樹木伐採業務等)	9,422,413	
都市緑化植物園運営事業											
緑化相談事業											
収益事業	総合体育館運営事業	60,324,000	24,742,452	41.0%	建物管理費(夜間警備委託、窓ガラス清掃委託等)	58,940,000	23,796,564	40.4%	建物管理費(夜間警備委託、窓ガラス清掃委託等)	2,568,217	2,542,320
	テニスコート運営事業				設備管理費(空調設備保守、消防設備保守、エレベーター保守点検他)				6,359,747	設備管理費(空調設備保守、消防設備保守、エレベーター保守点検他)	6,018,524
	多目的グラウンド運営事業				委託料(長田野運動施設管理運営業務委託業務)				11,750,000	委託料(長田野運動施設管理運営業務委託業務)	11,593,000
	武道館運営事業				委託料(長安寺いこいの家清掃業務)				707,288	委託料(長安寺いこいの家清掃業務)	700,800
	(長田野運動施設)				委託料(グラウンドコート維持管理)				3,357,200	委託料(グラウンドコート維持管理)	2,941,920
	長安寺いこいの家										
		217,521,000	99,872,847	45.9%		214,458,000	97,303,998	45.4%			

指定管理者制度の概要

■公共施設の管理運営方法の区分と選択について

(1) 管理運営方法の区分

公共施設の管理運営には直営、包括的民間委託、指定管理、貸付の4つの方法があります。



※包括的民間委託…「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運転・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式

(2) 指定管理者制度の意義

指定管理者制度は、市が所管する公の施設[※] について、管理、運営を民間会社やその他の団体に委託することができる制度であり、公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することにより、管理運営の効率化を目指すものです。

また、民間活力をより効果的に発揮させるため、施設の機能に応じて利用料金制と使用料金制をバランスよく組み込みます。特に、利用料金制については、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくする効果が期待されることや、市及び指定管理者の会計事務の効率化が図られることから、有効に活用し、利用者・事業者・市が相互にメリットのある、“三方よし”の関係づくりを目指します。

※公の施設とは「『住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するため』に地方公共団体が設ける施設」と定義され（地方自治法第244条第1項）、「公の施設」の設置及び管理に関する事項は条例で定めることとされている（同法第244条の2第1項）。従って、住民の利用に供さない施設、住民の福祉の増進を目的としない施設は公の施設とは位置付けられず、指定管理者制度は適用できない。

(3) 管理運営方法の選択

基本的には、民間活力の積極的な活用を念頭に置き、施設の現状や特性に応じて、最も効果的・効率的な管理運営方法を導入します。特に、「公の施設」については、提供するサービスの公共性、効率性、サービス水準等を勘案して、指定管理者制度等により、有効性が高いと判断されるものについては、民間事業者等の積極的な活用を行います。

■指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、NPO 団体、民間事業者等を含めた地方公共団体が指定する法人その他の団体に、施設の管理運営を行わせる制度であり、地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)により、公の施設の管理委託制度が廃止され、導入された制度です。

■指定管理料限度額の積算

指定管理者の公募にあたっては、募集要項において指定管理料の限度額を提示し、想定している事業規模をあらかじめ示します。

これにより、応募者は金額の範囲内で実施可能な魅力的な施設運営の計画を提案することになります。

<指定管理料の構成>

指定管理料限度額は、施設の管理運営に必要と見込まれる経費の総額から、利用料金収入見込額、指定管理業務に伴い見込まれる収入の総額を減じた額とします。

指定管理料限度額の考え方



■利用料金制について

公の施設の指定管理者制度の運用にあたっては、指定管理者が施設の利用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することができます。

これは、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、条例に基づく利用料金額の枠組みの中で裁量を発揮し、より効果的かつ効率的なサービス提供を行うことができるようにするものです。

(外郭団体が受託している指定管理施設の状況は別紙参照)

■他の事業者への委託について

指定管理者が行うべき業務について、あらかじめ、本市と文書による協議を行い、承認を得た場合には、その一部を他の事業者(当該業務を専門とする事業者等)に委託することが可能です。

ただし、他の事業者への委託を実施する際、請け負う事業者や指定管理者にまかせきりになることなく、施設所管部署がその実態を必ず把握し、個別に状況を確認することが必要となります。

■モニタリングと第三者評価

(1) モニタリング

モニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。

また、安定的、継続的にサービスを提供できることが可能であるか監視（測定・評価）し、内容等の確認を行う一連の仕組み（以下「モニタリング」という）を構築し、指定管理者の適正を期するものです。実地点検・現地確認については、定期的に年4回以上（四半期毎に1回以上）指定管理者立会で指定管理施設での会計処理や出納状況等を含む管理運営状況に関して実施し、監理及び指導を徹底します。

(2) 第三者評価

第三者評価制度は、指定管理者・市・利用者といった日常的に各施設に関わっている立場から離れた第三者が評価するもので、客観性や専門性の確保が図られるとともに、中立的で多角的な視点からの評価が行えることが大きな特長です。

その役割としては、初年度は、事前準備段階での指定管理者制度導入の適否について評価・指導をします。指定管理者制度を導入することになる施設については、業務内容、指定管理者募集にあたっての評価指標及び目標値、指定管理料限度額、指定管理者の選定基準等の設定について評価・指導を受けることと、指定後適宜、第三者評価委員より指定管理者の管理運営及び施設所管部署に対して指導します。

また、指定管理期間中に1回（例：指定期間5年の場合、3年目。）、指定管理者モニタリングを毎年実施している所管部署の評価結果を基に指定管理者に対して評価を行い、同時に所管部署に対し所管部署が指定管理者に行った改善指示等についても確認・評価・指導を行うものとします（中間年評価）。必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でないと認めるときは、市長に対し指定の取消し等について答申を行います。また、管理運営状況が優良な指定管理者については、インセンティブの付与について市長に答申を行います。

■福知山市指定管理者制度運用ガイドライン

福知山市では、平成28年10月に指定管理者制度運用ガイドラインを策定しました。本ガイドラインについては、今後とも存続することとした公共施設の有効な管理方法として指定管理者制度を導入する場合の基本的な手続きや留意事項、管理・運営段階での評価など、運用の全般に関するあり方と実務について一元的な事務マニュアルとしてとりまとめたものであり、指定管理業務の改善や指定管理の枠組みそのもの見直しや再構築につなげるための「第三者評価制度」の内容も盛り込んだものです。

今後とも、本ガイドラインを活用し、より有効な公共施設の管理運営と必要な公共サービスの維持充実に努めていきます。

(別表) 外郭団体が指定管理者の施設の状況

団体名	指定管理施設	利用料金制の導入
緑化協会	都市公園	○
	都市緑化植物園・緑の相談所	○
スポーツ協会	市民体育館	○
	市民運動場	○
	由良川猪崎河川敷運動広場	無料
	温水プール	○
大江観光(株)	大江山鬼瓦工房等及び大雲記念館等	○

※都市公園については、児童科学館、動物園、三段池総合体育館等、有料公園施設を使用する場合